

# 福島市一般健康診査実施要綱

(生活保護受給者等健康診査)

(目的)

第1条 この要綱は、健康増進法（平成14年法律第103号）第17条第1項及び第19条の2に基づき、生活習慣病などの疾患またはその危険因子を早期に発見し、保健指導及び適切な医療へ結びつけることによって、市民の健康保持と増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 健康診査を受けることができる者は、本市に住民基本台帳法（昭和62年法律第81号）の住民基本台帳に登録を有し、次の各号いずれかに該当する者とする。

- 一 40歳（年齢の算定にあたっては、年度内に対象年齢に達する者を含む。以下同じ。）以上74歳以下の者で、高齢者の医療確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）第20条の規定による特定健康診査の対象とならない者
- 二 75歳以上の者で、高確法第51条第1号または第2号に規定する者

(実施回数)

第2条の2 実施回数は、原則として年一回とする。

(実施方法)

第3条 第2条第1号に該当する者は、国保特定健康診査に準じ個別健康診査及び集団健康診査とし、同条第2号に該当する者は、後期高齢者健康診査に準じ個別健康診査のみでの実施とする。

(個別健康診査)

第4条 個別健康診査は、市長が一般社団法人福島市医師会（以下「福島市医師会」という。）に委託し、福島市医師会に登録した国民健康保険特定健康診査（個別）登録医療機関（以下「実施医療機関」という。）が実施するものとする。

- 2 実施期間及び検査項目は、市長が別に定めるものとする。

(集団健康診査)

第5条 集団健康診査は、市長が公益財団法人福島県保健衛生協会（以下「保健衛生協会」という。）に委託し、実施するものとする。

- 2 実施期間及び検査項目は、市長が別に定めるものとする。

(実施報告及び事後指導)

第6条 実施医療機関は、受診者に健康診査の結果を通知すると共に結果に合わせて生活習慣病に関する基本的な知識などの必要な情報を提供し、相談及び指導するものとする。

2 実施医療機関は、前項の結果について速やかに市長へ報告しなければならない。

(自己負担金の徴収)

第7条 健康診査に係る費用については、市長が別に定めるものとする。

(委託料金)

第8条 市長は、福島市医師会及び保健衛生協会と業務委託の契約を締結し、支払うものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、一般健康診査の実施に必要な項目については、市長が別に定めるものとする。

附 則 この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

# 福島市一般健康診査（生活保護者受給者等健診）（個別）実施要領

福島市一般健康診査実施要綱に基づく一般健康診査（医療機関個別方式）を福島市医師会に委託し、次の要領により実施する。

## 1 対象者

福島市に住民登録を有する40歳以上74歳以下の者であって、高齢者の医療確保に関する法律第20条の特定健診の対象とならない者、及び75歳以上で同法第51条第1号または第2号に規定する者とする。また、実施回数は1人年1回とする。

## 2 実施期間

実施期間は、毎年6月1日から10月31日までとする。

## 3 検査項目

### (1)基本的な検査項目

問診、身体計測（身長・体重・BMI・腹囲※）、理学的検査（身体診察）、血圧測定、生化学検査（中性脂肪、HDLコレステロール・LDLコレステロール、AST（GOT）・ALT（GPT）・ $\gamma$ -GT（ $\gamma$ -GTP））、血糖検査（空腹時血糖または随時血糖及びヘモグロビンA1c）、尿検査（尿糖、尿蛋白）とする。

### (2)追加検査項目

生化学検査（血清クレアチニン、尿酸）、尿検査（尿潜血）とする。

### (3)詳細な検査項目

貧血検査等（ハマトクリット、血色素、赤血球数、白血球、血小板）、心電図検査（12誘導心電図）、眼底検査とし、福島市国保特定健診の判断基準に準じ選択的に実施する。

\*なお、健診当日75歳以上は腹囲、及び追加検査は実施しない。

## 4 実施医療機関

一般健康診査を行う医療機関は、福島市医師会に登録した実施医療機関とする。なお、実施医療機関名は市政だより等で周知するものとする。

## 5 検診料と自己負担金

検診料は別表1のとおりとする。また、受診者の自己負担金は徴収しない。

## 6 申込み方法

対象者で一般健康診査を希望する者は、直接実施医療機関窓口にて電話等で申し込みを行う。

## 7 実施方法

実施医療機関は次により実施する。

①	申込みの受付	受診対象者であること及び保険診療にあたらなことを確認し、受診当日の留意事項・持参物を説明する。
②	受診券（国保特定健康診査受診券と同等）の確認	受診券を回収する。 国保及び後期高齢者医療の被保険者でないことは、本人が口頭で申し出る。
③	問診票の記入	40～74歳の者は国保特定健診用問診票（別紙1）を、75歳以上の者は後期高齢者健診用問診票（別紙2）を使って問診を実施する。
④	受診者への結果説明	国民健康保険特定健康診査の基準及び後期高齢者健診の基準に従い所定の方法で判定し、結果報告書を作成、受診者に速やかに結果を説明する。

## 8 実施報告

実施医療機関は、健診結果を厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、作成した電子データファイルが収録された電子媒体に、様式〔1〕一般健康診査実施報告書を添付し、実施月の翌月15日まで福島市に提出する。

## 9 事後指導

実施医療機関は、「受診勧奨」の者に対しては的確な受診指導、「生活習慣改善の必要あり」の者に対しては必要な生活指導を行うものとする。

- 附 則 この要領は、平成29年 4月 1日より施行する。  
 附 則 この要領は、平成30年 4月 1日より施行する。  
 附 則 この要領は、平成31年 4月 1日より施行する。  
 附 則 この要領は、令和 2年 4月 1日より施行する。  
 附 則 この要領は、令和 4年 5月 1日より施行する。  
 附 則 この要領は、令和 5年 5月 1日より施行する。

（別表1）福島市一般健康診査検査料

検査項目	検査料
基本項目（必須項目）	8,954円
血清クレアチニン	121円
血清尿酸検査	121円
尿潜血検査	22円
貧血検査等	231円
心電図検査	1,430円
眼底検査（両眼）	2,035円



後期高齢者健診受診録

受診年月日 ( 年 月 日 )

受診券管理番号	〒 960 -
受診者氏名カナ	福島市
受診者氏名	
受診者住所	
受診者生年月日	年 月 日
受診者有効期限	年 月 日 ~ 年 月 日
受診者性別	( 1. 男 2. 女 ) 年齢
受診者自己負担	無料
受診者電話番号	
受診者所在地	
受診者電話番号	
受診者番号	
受診者名	1. あり ( ) 2. なし
支払代行機関番号	0. 無し 3. 国民健康保険 6. 都道府県
支払代行機関名	1. 市町村 4. 国民健康保険 7. 市町村
	2. 市町村 5. 国民健康保険以外の健康保険 8. その他 ( )

質問	回答
1 あなたの現在の健康状態はいかがですか	1. よい 2. まあよい 3. ふつう 4. あまりよくない 5. よくない
2 毎日の生活に満足していますか	1. 満足 2. やや満足 3. やや不満 4. 不満
3 1日3食きちんと食べていますか	1. はい 2. いいえ
4 半年前に比べて固いもの(さきいか、たくあんなど)が食べにくくなりましたか	1. はい 2. いいえ
5 お茶や汁物等でむせることがありますか	1. はい 2. いいえ
6 6カ月間で2~3kg以上の体重減少がありましたか	1. はい 2. いいえ
7 以前に比べて歩く速度が遅くなってきたと思いませんか	1. はい 2. いいえ
8 この1年間に転んだことがありますか	1. はい 2. いいえ
9 ウォーキング等の運動を週に1回以上していますか	1. はい 2. いいえ
10 周りの人から「いつも同じことを聞く」などの物忘れがあるとされていますか	1. はい 2. いいえ
11 今日が何月何日かわからない時がありますか	1. はい 2. いいえ
12 あなたはたばこを吸いますか	1. 吸っている 2. 吸っていない 3. やめた
13 週に1回以上は外出していますか	1. はい 2. いいえ
14 ふだんから家族や友人と付き合いがありますか	1. はい 2. いいえ
15 体調が悪いときに、身近に相談できる人がいますか	1. はい 2. いいえ

項目	基準値	今回	判定
身長 (cm)			
体重 (kg)			
計 BMI	18.5~24.9		
収縮期血圧 (mmHg)	129以下		
拡張期血圧 (mmHg)	84以下		
採血時間	3:食後10時間以上、4:食後3.5時間未満		
中性脂肪 (mg/dl)	149以下		
HDL-コレステロール (mg/dl)	40以上		
LDL-コレステロール (mg/dl)	119以下		
AST(GOT) (IU/l)	30以下		
ALT(GPT) (IU/l)	30以下		
γ-GT (IU/l)	50以下		
空腹血糖 (mg/dl)	99以下		
随時血糖 (mg/dl)			
ヘモグロビンA1c (%) (NGSP値)	5.5以下		
尿酸	(-)		
尿蛋白	(-)		
検査			

医療機関番号

医療機関名

所在地

名称

電話番号

担当医師名

総合医師判断

\*複診の結果を踏まえた医師の所見

1. 異常認めず

2. 要指導 生活習慣の改善と経過観察が必要

3. 要医療 ( )

4. 通院継続 ( )

# 様式 [ 1 ]

## 福島市 一般健康診査（生活保護受給者等）実施報告書（ 月分）

令和 年 月 日 提出

電子媒体 CD-R  
 枚 数 1 枚  
 提出件数： 件（実人数）

毎月 CD1 枚、一つのファイルに全員入れて下さい。実施月・対象者別で分ける必要はありません。圧縮（ZIP）かけないでください。

内 訳 （実施件数）		
受診時年齢	75歳未満	75歳以上
基本項目 (実人数)	+クレアチニン・ 尿酸・尿潜血	追加項目なし
*再掲 追加項目 実施人数	+貧血等	
	+心電図	
	+眼底	
	+貧血等、心電 図	
	+貧血等、眼底	
	+心電図、眼底	
	+全て	

翌月15日まで提出願います。(最終提出は11月15日まで)

医療機関コード

医療機関名

担当者名

連絡先電話番号

福島市一般健康診査（生活保護受給者等健診）（個別）実施要領 新旧対照表

改正案	改正前																																
<p>(別表1) 福島市一般健康診査検査料</p> <table border="1" data-bbox="266 483 1023 879"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>検査料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本項目（必須項目）</td> <td>8,954 円</td> </tr> <tr> <td>血清クレアチニン</td> <td>121 円</td> </tr> <tr> <td>血清尿酸検査</td> <td>121 円</td> </tr> <tr> <td>尿潜血検査</td> <td>22 円</td> </tr> <tr> <td>貧血検査等</td> <td>231 円</td> </tr> <tr> <td>心電図検査</td> <td>1,430 円</td> </tr> <tr> <td>眼底検査（両眼）</td> <td>2,035 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>別紙[1] 特定健康診査受診録 国保特定健診同様に心電図検査について変更</p> <p>附 則 この要領は、令和 5年 5月 1日より施行する。</p>	検査項目	検査料	基本項目（必須項目）	8,954 円	血清クレアチニン	121 円	血清尿酸検査	121 円	尿潜血検査	22 円	貧血検査等	231 円	心電図検査	1,430 円	眼底検査（両眼）	2,035 円	<p>(別表1) 福島市一般健康診査検査料</p> <table border="1" data-bbox="1229 483 1942 879"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>検査料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本項目（必須項目）</td> <td>8,899 円</td> </tr> <tr> <td>血清クレアチニン</td> <td>121 円</td> </tr> <tr> <td>血清尿酸検査</td> <td>121 円</td> </tr> <tr> <td>尿潜血検査</td> <td>27 円</td> </tr> <tr> <td>貧血検査等</td> <td>231 円</td> </tr> <tr> <td>心電図検査</td> <td>1,430 円</td> </tr> <tr> <td>眼底検査</td> <td>1,408 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>別紙[1] 特定健康診査受診録</p>	検査項目	検査料	基本項目（必須項目）	8,899 円	血清クレアチニン	121 円	血清尿酸検査	121 円	尿潜血検査	27 円	貧血検査等	231 円	心電図検査	1,430 円	眼底検査	1,408 円
検査項目	検査料																																
基本項目（必須項目）	8,954 円																																
血清クレアチニン	121 円																																
血清尿酸検査	121 円																																
尿潜血検査	22 円																																
貧血検査等	231 円																																
心電図検査	1,430 円																																
眼底検査（両眼）	2,035 円																																
検査項目	検査料																																
基本項目（必須項目）	8,899 円																																
血清クレアチニン	121 円																																
血清尿酸検査	121 円																																
尿潜血検査	27 円																																
貧血検査等	231 円																																
心電図検査	1,430 円																																
眼底検査	1,408 円																																